

内閣府令第六号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「関する事務」の下に「並びに同條第九号に掲げる事務」を加える。

第三十六條第二項中「第十二條」を「第十三條」に改める。

附 則

この府令は、平成二十五年四月一日から施行する。